

---

# 日立市地域防災計画

---

( 地震災害対策計画編 )

日立市防災会議

# 日立市地域防災計画 (地震災害対策計画編)

## 目 次

### 第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 防災機関の業務大綱及び市民・事業者のとるべき措置	2
第 1 日立市	2
第 2 茨城県	3
第 3 指定地方行政機関	3
第 4 自衛隊	7
第 5 指定公共機関	7
第 6 指定地方公共機関	9
第 7 公共的団体その他防災上重要な施設管理者	10
第 8 市民・事業者のとるべき措置	12
第 9 複合災害対策	12
第 3 節 東日本大震災による被害状況	13
第 1 地震・津波	13
第 4 節 地域としての災害危険性	16
第 1 地震想定	16

### 第 2 章 災害予防計画

第 1 節 震災対策に携わる組織整備	17
第 1 防災対策に携わる組織の整備	17
第 2 相互応援体制の整備	19
第 3 防災組織等活動体制の整備	21
第 2 節 情報通信ネットワーク整備	26
第 1 災害情報通信設備の整備	26
第 2 防災情報ネットワークの運用	27
第 3 情報通信網の整備	29
第 3 節 都市防災計画	30
第 1 防災空間の整備	30
第 2 市街地の整備	31
第 3 避難施設の整備	31
第 4 建築物の耐震対策	36
第 5 建築物の不燃化の促進	38
第 6 ブロック塀等転倒防止及び落下物等対策の推進	39

第 7	地震火災の防止	40
<b>第 4 節</b>	<b>防災重要施設の耐震化</b>	43
第 1	道路等及び交通施設の安全化	43
第 2	ライフライン等の耐震対策	44
第 3	高圧ガス施設及び危険物施設の予防対策	47
第 4	消防設備等の整備	49
<b>第 5 節</b>	<b>地盤災害防止対策の推進</b>	51
第 1	造成地の災害防止	51
第 2	液状化対策	52
第 3	地盤沈下の防止等	53
<b>第 6 節</b>	<b>緊急輸送体制の整備</b>	54
第 1	陸上輸送体制の整備	54
第 2	航空輸送体制の整備	56
第 3	海上輸送体制の整備	57
<b>第 7 節</b>	<b>救援救護体制の整備</b>	58
第 1	給水体制の整備	58
第 2	救急・救助体制の整備	60
第 3	応急医療体制の整備	61
第 4	災害廃棄物処理体制の整備	62
第 5	し尿処理体制の整備	63
第 6	「住」環境の整備	64
第 7	食糧・生活必需品供給体制の整備	65
<b>第 8 節</b>	<b>要配慮者及び観光客等の安全確保対策</b>	67
第 1	基本的な考え方	67
第 2	福祉のまちづくり	68
第 3	社会福祉施設等における対策	69
第 4	在宅要配慮者の救護体制の整備	70
第 5	外国人及び市外からの来訪者への防災対策	71
第 6	避難対策	72
<b>第 9 節</b>	<b>燃料不足への備え</b>	75
第 1	燃料の調達、供給体制の整備	75
第 2	重要施設・災害応急対策車両等の指定	75
第 3	災害応急対策車両専用・優先給油所の指定等	76
<b>第 10 節</b>	<b>防災教育・訓練</b>	77
第 1	防災教育の充実	77
第 2	防災訓練の充実	82
<b>第 11 節</b>	<b>り災証明書発行体制の整備</b>	84

第 1	り災証明書発行体制の整備	84
<b>第 3 章 災害応急対策計画</b>		
<b>第 1 節</b>	<b>災害応急活動体制</b>	85
第 1	初動体制	85
第 2	災害対策本部	87
第 3	職員の動員・配備	93
第 4	市民向け緊急声明の発表	97
<b>第 2 節</b>	<b>情報収集伝達計画</b>	99
第 1	災害情報の通信連絡系統	99
第 2	地震に関する情報・気象情報	103
第 3	被害情報及び防災情報の収集・伝達	107
第 4	関連情報の収集・伝達	117
<b>第 3 節</b>	<b>災害情報の広報</b>	119
第 1	災害時広報体制の確立	119
第 2	広報活動用資機材及び要員の確保	125
第 3	市による広報活動の実施要領	126
第 4	報道機関への発表・協力要請	127
<b>第 4 節</b>	<b>自衛隊の災害派遣要請計画</b>	129
第 1	災害派遣要請	129
第 2	災害派遣の要請先	129
第 3	災害派遣要請の手続	129
第 4	災害派遣の活動範囲	130
第 5	自衛隊との連絡	131
第 6	災害派遣部隊の受入体制及び撤収要請	131
第 7	経費負担区分	132
<b>第 5 節</b>	<b>広域応援要請計画</b>	133
第 1	応援要請の実施	133
第 2	応援受入体制の確保	135
第 3	消防機関の応援要請・受入体制の確保	136
第 4	他市町村被災時の応援	137
<b>第 6 節</b>	<b>警備体制</b>	138
第 1	震災警備体制	138
<b>第 7 節</b>	<b>避難計画</b>	139
第 1	避難指示を行う実施責任者	139
第 2	避難指示	140
第 3	避難の誘導等	142

第 4	指定避難所の開設	145
<b>第 8 節</b>	<b>緊急輸送体制</b>	151
第 1	緊急輸送の優先順位	151
第 2	緊急輸送道路等の確保	152
第 3	輸送車両等の確保	153
第 4	交通規制計画	158
<b>第 9 節</b>	<b>消防・救助救急・水防活動</b>	161
第 1	消防活動	161
第 2	救助・救急活動	165
第 3	水防活動	167
第 4	海上災害対策活動	167
<b>第 10 節</b>	<b>応急医療計画</b>	168
第 1	情報の収集・提供	168
第 2	医療救護活動	168
第 3	後方医療活動	172
第 4	重症者等の搬送体制の確立	173
第 5	人工透析の供給等	174
第 6	医薬品・資機材等の確保	175
第 7	平常時医療救護体制への移行	176
<b>第 11 節</b>	<b>燃料対策</b>	178
第 1	連絡体制の確保と情報の収集	178
第 2	災害応急対策車両への燃料の供給	178
第 3	燃料の確保等	179
<b>第 12 節</b>	<b>危険物等災害防止対策</b>	180
第 1	危険物等流出対策	180
第 2	石油類等危険物保管施設の応急措置	181
第 3	高圧ガス取扱施設の応急措置	182
第 4	毒劇物取扱施設の応急措置	183
<b>第 13 節</b>	<b>避難生活の健康管理</b>	184
第 1	健康管理	184
<b>第 14 節</b>	<b>ボランティア活動支援計画</b>	185
第 1	市及び市社会福祉協議会の役割	185
第 2	ボランティアの活動内容等	187
<b>第 15 節</b>	<b>被災者救援計画</b>	190
第 1	ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供	190
第 2	食糧の供給	192
第 3	生活必需品等の供給	197

第 4	応急給水の実施	201
第 5	義援物資対策	206
<b>第 16 節</b>	<b>要配慮者等対策</b>	207
第 1	基本方針	207
第 2	高齢者対策	209
第 3	障害者対策	213
第 4	乳幼児対策	218
第 5	その他要配慮者対策	221
第 6	帰宅困難者対策	224
第 7	愛玩動物の保護対策	226
<b>第 17 節</b>	<b>応急教育計画</b>	227
第 1	応急教育の基本方針	227
第 2	災害発生初期の緊急措置	230
第 3	第一期応急教育の実施	232
第 4	第二期応急教育の実施	235
第 5	文化財の保護	236
<b>第 18 節</b>	<b>災害救助法の適用</b>	237
第 1	災害救助法の適用基準	237
第 2	滅失（り災）世帯の算定	237
第 3	災害救助法の適用手続	238
第 4	災害救助法による救助の実施	238
第 5	救助業務の実施者	239
<b>第 19 節</b>	<b>建築物の応急復旧計画</b>	240
第 1	基本方針	240
第 2	建築物の震災後対策	243
第 3	被災建物の補修・解体	246
第 4	仮設住宅の建設等	250
<b>第 20 節</b>	<b>生活関連施設等の応急復旧計画</b>	255
第 1	道路・橋梁の応急復旧	255
第 2	港湾・漁港の応急復旧	256
第 3	鉄道施設の応急復旧	257
第 4	河川・砂防・治山・農業施設の応急復旧	261
第 5	電力施設の応急復旧	262
第 6	通信施設の応急復旧	265
第 7	ガス施設の応急復旧	268
第 8	水道施設の応急復旧	270
第 9	下水道施設の応急復旧	271

第 10	その他公共施設等の応急復旧	272
<b>第 21 節</b>	<b>清掃・汚染防止計画</b>	274
第 1	ごみの処理	274
第 2	し尿の処理	278
第 3	がれき等の処理	281
第 4	災害時の環境保全対策	285
<b>第 22 節</b>	<b>防疫活動計画</b>	289
第 1	防疫	289
第 2	保健	292
<b>第 23 節</b>	<b>遺体の捜索・収容・埋葬</b>	294
第 1	実施機関及び実施時期	294
第 2	実施内容	295
<b>第 4 章</b>	<b>災害復旧・復興計画</b>	
<b>第 1 節</b>	<b>市民生活安定のための緊急措置</b>	299
第 1	被災者の生活確保	299
第 2	中小企業復旧資金	309
第 3	農林漁業復旧資金	310
第 4	義援金品の受入・配分	312
<b>第 2 節</b>	<b>住宅建設の促進</b>	314
第 1	建設計画の作成	314
第 2	事業の実施	314
第 3	入居者の選定	314
<b>第 3 節</b>	<b>被災者生活再建支援法の適用</b>	315
第 1	被害状況の把握及び被災世帯の認定	315
第 2	被災者生活再建支援法の適用基準等	315
第 3	支援金支給等	316
<b>第 4 節</b>	<b>公共施設の災害復旧</b>	318
第 1	公共施設の災害復旧事業	318
第 2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	318
第 3	解体、がれき処理	320
<b>第 5 節</b>	<b>激甚災害の指定</b>	321
第 1	激甚災害指定の手続	321
第 2	激甚災害に関する被害状況等の報告	322
第 3	激甚災害指定の基準	322
第 4	特別財政援助額の交付手続	322
<b>第 6 節</b>	<b>復興計画の作成</b>	324

第 1	事前復興対策の実施	.....	324
第 2	震災復興対策本部の設置	.....	324
第 3	震災復興方針・計画の策定	.....	324
第 4	震災復興事業の実施	.....	325